

入札説明書等に対する質問回答書

「花立地区復旧治山工事（R6 補正）」

質問事項	回答事項
1号崩壊地について ①工事用道路工では、市道及び民地に敷鉄板を敷く計画ですが、許可承諾がありすぐに工事にかかれると考えてよろしいでしょうか。	① 事前調整は行っておりますが、契約後、土地所有者との調整内容について、改めて指示をします。
2号崩壊地について ①工事用道路工では、民地に敷鉄板を敷く計画ですが、許可承諾があり、すぐに工事にかかれると考えてよろしいでしょうか。 ②工種配置図には、既設大型土のうの撤去数量が4袋と36袋の計40袋と記載されています。しかし、本工事費内訳書には4袋のみの記載となっています。図面の数量が正しいと考えてよろしいでしょうか。また、民家側にも大型土のうがあり、施工前に撤去の必要がありますので、変更協議事項と考えてよろしいでしょうか。 ③工種配置図には筋工の記載が10m、10m、8m、33m、12m、11mの合計84mあります。ですが本工事費内訳書には74mと記載されています。図面の数量が正しいと考えてよろしいでしょうか。	① 事前調整は行っておりますが、契約後、土地所有者との調整内容について、改めて指示をします。 ② 既設大型土のうの撤去数量は4袋になります。また、民家側の大型土のう36袋については、関係機関が撤去を行う予定です。具体的には、監督職員と立会いのうえ、指示します。 ③ ご質問のとおり積算上の誤謬となりますので、契約後に設計変更の対象となります。
3号崩壊地について ①作業道の土工標準図では、車道が1.5m＋1.5mの合計3mです。しかし、全幅については3.6mと記載されています。どちらの数量が正しいでしょうか。	① 標準図の誤謬であり、全幅3.0mになります。

②作業道の盛土材は流用土を使う設計となっていますが、盛土に適した材料と考えてよろしいでしょうか。また、走行に適さない場合は変更協議事項と考えてよろしいでしょうか。 ③作業道の崩土撤去及び木製枠土留工の施工に必要な作業道が考慮されていません。変更協議事項と考えてよろしいでしょうか。 ④作業道において、カーブ部分の拡幅が設けられていません。変更協議事項と考えてよろしいでしょうか。	② 流用盛土については、盛土に適した材料と判断しています。しかしながら、路体構築に適さない場合は、変更協議となるか否か判断が必要となるため、監督職員と協議をお願いします。 ③ 作業道の崩土撤去及び木製枠土留工の施工に必要な作業道については、積算上、考慮していませんので、変更協議となるか否か判断が必要となるため、監督職員と協議をお願いします。 ④ 作業道のカーブ部分の拡幅が必要となった場合は、変更協議となるか否か判断が必要となるため、監督職員と協議をお願いします。
3・4・5号崩壊地について ①運搬経路として、治山ダム資材運搬経路を使用する設計となっていますが、県発注の他工事との調整はされていると考えてよいでしょうか。 ②工事用道路工で水田に敷鉄板を敷く計画とされていますが所有者及び耕作者の方の許可承諾があり、すぐ工事にかかるかと考えてよろしいでしょうか。 ③現地を確認すると施工箇所や工事用道路には支障木がありますが設計には含まれていません。発生する場合は変更協議事項と考えてよろしいでしょうか。	① 事前調整は行っておりますが、契約後、県発注の他工事との調整内容について、改めて指示をします。 ② 事前調整は行っておりますが、契約後、土地所有者との調整内容について、改めて指示をします。また、砂防指定地内での行為の許可を得る必要があり、関係機関へ手続きを行うことになりますので、監督職員と立会のうえ、指示します。 ③ ご質問のとおり変更協議事項になりますので、現場説明書 10. (3) に記載の内容をご確認いただき、必要となる資料等を監督職員へ提出してください。